

豊島区指定介護予防支援業務の受託要件

受託要件1	指定居宅介護支援事業所として、 <u>介護保険法その他関係法令等を遵守</u> して運営していること。 また、従事する介護支援専門員については、 <u>登録が有効</u> であること。												
受託要件2 (研修種別)	<p><u>必要な知識及び能力を有する介護支援専門員</u>が従事していること。 具体的には、<u>下記(1)~(4)のいずれかの研修を最低3年に1回受講</u>し、情報を更新していること。</p> <table border="1" data-bbox="295 526 1292 728"> <thead> <tr> <th></th> <th>研修の実施主体</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>都道府県</td> <td rowspan="4">介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>豊島区</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>豊島区の地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>豊島区外の区市町村または地域包括支援センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業所内に(1)~(4)に該当する人が一人もない場合はご連絡ください。</p>		研修の実施主体	研修内容	(1)	都道府県	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修	(2)	豊島区	(3)	豊島区の地域包括支援センター	(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター
	研修の実施主体	研修内容											
(1)	都道府県	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修											
(2)	豊島区												
(3)	豊島区の地域包括支援センター												
(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター												
受託要件3	<p>指定介護予防支援に係る責任主体である地域包括支援センターの関与について<u>理解、協力</u>できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービス計画の<u>原案を作成する</u>場合には、適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認する。 介護予防サービス計画の<u>評価を行った</u>場合には評価の内容を地域包括支援センターが確認し、評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針を決定する 												

《豊島区外事業所向け確認書類の提出について》

◎確認書類(ア)(イ)(ウ)の提出は必須です

確認書類(ア)	介護支援専門員証の写し(全員分)
確認書類(イ)	<p>研修受講証等の写し(上記受託要件2参照) ※所属する介護支援専門員のうち<u>少なくとも1人</u>が、<u>令和5年4月1日以降</u>に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修をうけていること。</p>
確認書類(ウ)	<p>事業所指定通知書の写し ※通知書の事業所名や住所等に変更があった場合は、<u>指定についての「変更届の写し」</u>も添付する。</p>

受託届を提出後、内容に変更が生じた場合

・随時、「**変更届**」及び「**変更に伴う確認書類**」をLoGoフォームより申請してください。

リンク <https://logofom.jp/form/gXWR/909309>

特に介護支援専門員が新たに追加される場合は、地域包括支援センターの請求業務に影響が出てきますので、早急にご提出いただきますようお願い申し上げます。

・LoGoフォームは豊島区ホームページにもリンクを掲載しています。

【検索の仕方】「**豊島区 受託する事業者**」で検索。

【掲載場所】豊島区ホーム>「健康・福祉」>「高齢者福祉」>「ケアマネジメント支援・地域ケア会議」>「事業者向けの情報」>「豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託する事業者の方へ」をクリック。